

水道用機械・電気設備 保守業務委託

標準仕様書

令和7年4月

(令和8年4月一部改定)

(令和8年5月一部改定)



東京都水道局

- (4) 震度 4 以上の地震が発生した場合は、直ちに作業を中断させ、業務従事者の安全及び作業場所の状況を確認する。確認結果を業務委託担当者に速やかに報告し、その後の対応について協議する。

1.3.6 電力設備の作業

- (1) 電気工作物に関わる作業を行う場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）及び同法の関連規定並びに東京都水道局自家用電気工作物保安規程（平成7年東京都水道局管理規程第1号）の定めるところによる。
- (2) 感電事故防止のため、原則として活線作業及び活線近接作業は行わない。作業の周辺回路を停電させ、絶縁用防具の装着又は絶縁用保護具の着用をした上で、検電、放電、接地等を確実に行う。また、充電回路は、施錠、鎖錠、保護柵の設置等を行う。

1.3.7 衛生管理

- (1) 水道施設での業務施行に当たっては、水道法（昭和32年法律第177号）その他の衛生管理に関する法令を遵守する。
- (2) 浄水又は浄水処理過程の水を取り扱う場合は、業務従事者の衣服、手袋、靴、帽子等は清浄なものとする。
- また、浄水又は浄水処理過程の水に接する機具等は、あらかじめ次亜塩素酸ナトリウム水溶液等により消毒し、十分に浄水ですすいだ後に使用する。
- (3) 浄水又は浄水処理過程の水に異物を混入させてはならない。また、浄水又は浄水処理過程の水に異常を見つけた場合には、業務委託担当者に直ちに報告する。
- (4) 業務の施行に当たって、衛生管理上の障害を発見した場合、業務委託担当者に直ちに報告する。

1.3.8 細菌検査

- (1) 水道法第21条、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第16条及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付厚生労働省健康局水道課長通知）の規定に基づき、受託者は、作業従事者の健康診断（細菌検査）について、次のとおり、受検させる。

ア 検査対象者

稼働中の水道施設で6か月以上継続して現場作業に従事する者、直接水に触れる作業をする者及び当局が特に指定する者

イ 検査する病原体

赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌感染症(0-157を含む。)の病原体の保有の有無について検査する。

ウ 検査対象者の記載

アの検査対象者に該当する者については、「1.2.2 仕様書等の精査及び事前調査」での打合せで確認の上、「1.2.3 業務計画書」の主要業務従事者一覧表に検査対象者であることが分かるように記載する。

検査対象者を追加、変更する場合も同様とする。

エ 検査の実施時期

現場作業を開始する直前に第1回目を行い、その後はおおむね1年ごとに行う。

なお、契約締結後、直ちに現場作業が開始される業務委託で、現場作業開始前に検査が実施できない場合は、業務委託担当者に報告し、その指示に従う。

オ 検査結果の提出

検査結果は、速やかに業務委託担当者に提出する。

なお、病原体の保有が認められた者（陽性者）がいた場合には、受託者等は、直ちに業務委託担当者に口頭その他の手段で報告し、当該陽性者には作業の中止、中断等を指示する。

- (2) 水道法施行規則第16条第4項で規定する同条第1項の健康診断とみなす健康診断（以下「受託者実施健康診断」という。）を実施する場合は、受託者実施健康診断の受診者については、その診断結果をもって(1)の健康診断の結果と見なすことができる。この場合、(1)の検査の前に、受託者実施健康診断の結果を業務委託担当者に提出することで、(1)の検査の実施を要しないものとする。

なお、受託者実施健康診断で(1)病原体のすべてを検査しない場合は、足りない項目については(1)の検査を実施する。

1.3.9 臨時の細菌検査

- (1) 次のいずれかの場合で、業務委託担当者が指示したときは、受託者等は、「1.3.8 細菌検査」(1)に準じ、随時、当該感染症に関する病原体の保有の有無を確認する。

ア コレラ、急性灰白髄炎（ポリオ）、A型肝炎、E型肝炎、アメーバ赤痢、クリプトスポリジウム症、泉熱、感染性胃腸炎（ノロウイルスを含む。）等の感染症（病原体がし尿に排出されるものに限る。）が流行した場合又はこれらの病原体を保有する疑いのある者が業務従事者に含まれる場合

イ 「1.3.8 細菌検査」(1)イに掲げる感染症が流行し、又は病原体の保有の疑いがある者が業務従事者に含まれる場合

- (2) 検査の対象者、検査の時期、回数、費用の負担等については、協議による。

1.3.10 感染症への対応

- (1) 次の感染症に感染している者を稼働中の水道施設で作業させてはならない。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び同法に関わる政令で規定される感染症（5類感染症を除く。）

イ 同法で5類感染症に指定に指定される感染症のうち、病原体がし尿に排出されるもの

- (2) (1)の感染症の感染が疑われる者について、業務委託担当者と協議し、必要により稼働中の水道施設での作業の範囲を制限する。

1.3.11 環境対策

- (1) 環境基本法（平成5年法律第91号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭